

20各高第285号
平成20年8月4日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅介護支援事業者部会

会長 稲垣 光 晴 様

各務原市健康福祉部高齢福祉課
課長 太田 徳 生

「通院等のための乗車又は降車の介助」と「身体介護中心型」の区分について

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当市介護保険事業にご理解、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しのことにつきまして、身体介護中心型の適用にあたり、一部認識の異なった請求がありましたので、下記の取扱を会員各位に周知願いたく、ご多忙の折、恐縮に存じますが、主旨をご理解賜りご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

(事 例)

要介護2の利用者で、居宅ではなく院内ケアに手間がかかるという事由で、「身体介護中心型」の算定をしているケースがあり、返納手続きを指導しました。

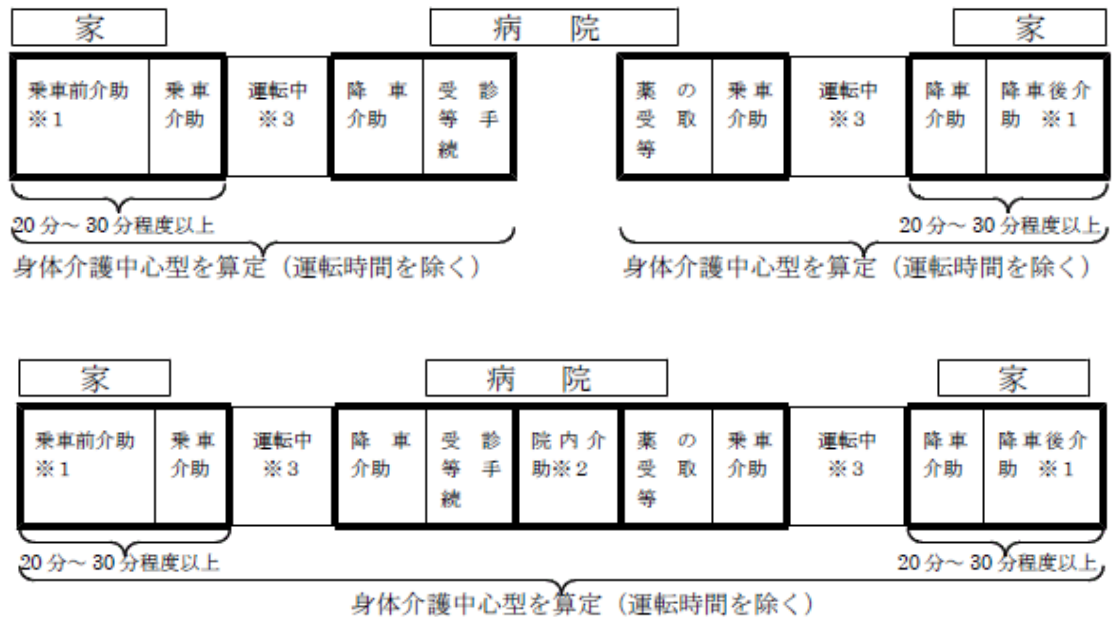
(考え方)

要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介護を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の算定ができる。 【H12.3.1 企第36号第2の2(7)】

1. 要介護4・5の方が対象となります。
2. 院内介護の場合は、事前に市に協議いただくこととなります。
3. 「身体介護中心型」を算定した場合「通院等のための乗車又は降車の介助」は算定できません。

資 料

【標準的な事例】



- ※1 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。
- ※2 院内の移動等の介助は基本的に院内のスタッフにより対応されるべきであるが場合により算定対象(内科から眼科への移動介助やトイレ介助等が対象となり、単に付き添っている時間については算定の対象とならない)となる。
- ※3 運転中、訪問介護員等は運転に専念するため介護を行い得ず、また、移送(運転)の行為は訪問介護サービスには含まれないことから、運転中の時間は介護報酬の算定対象とはならない(別途、運賃を徴収する)